

学校感染症による扱いについて

医師から学校感染症(下記参照)と診断されたら学校へ連絡をください。

学校保健安全法の規定により生徒が学校感染症にかかっている、またはその疑いがある場合は、出席停止にすることができます。医師の診断に基づき登校許可が出るまでは学校を休んで十分に休養をしてください。出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

なお、登校する際は医師から「登校許可証明書」に記入してもらい担任へ提出してください。「登校許可証明書」は本校で直接配布するか郵送、またはホームページからダウンロードできます。担任にご連絡をお願いします。

学校感染症の分類と出席停止の基準

分類	病 名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱, ジフテリア, 痘そう, 重症急性呼吸器症候群, 鳥インフルエンザなど	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱したあと2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎(はやりめ)	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	
	その他の伝染病 (溶連菌感染症, マイコプラズマ感染症, 流行性嘔吐下痢症など)	

保護者 様

新潟県立長岡大手高等学校長

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

学校保健安全法第 12 条の規定による学校感染症は、感染の可能性がある期間は出席停止となります。

つきましては、医師から登校が許可されたらこの用紙に記入してもらい、登校の際に担任へ提出してください。

主治医 様

お手数をおかけしますが、下記の登校許可証明書にご記入をよろしくお願いします。

登校許可証明書	
	年 組 番 氏名 _____
1 病 名	_____
2 診 断 日	令和 年 月 日 _____
3 出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 _____
上記の者の病気は、感染する恐れがないため登校しても差し支えないものと認めます。	
	令和 年 月 日 _____
	医療機関名 _____
	医 師 名 _____ 印 _____